

令和6年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年9月10日(火)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員 欠席議員 12番 宅野真二委員 18番 安井貴之委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員
事務局 傍聴人	古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 石岡係長 藤原主任 渡邊主事 無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等
促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第6回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号19番の米澤委員と議席番号1番の赤尾委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、宅野委員と安井委員です。

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の訂正をお願いします。4 ページ3 条議案 2 1 番の譲渡人の耕作面積に9 アールと記入をお願いします。続きまして、2 5 ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細 9-1 の支払方法欄を、機構の指定する日に口座振替と訂正をお願いします。5 条申請別紙の議案番号 5 6 番と 5 8 番の転用目的を駐車場から太陽光発電施設に訂正してください。6 1 番の農地区分を第 3 種農地、許可根拠を原則許可に訂正をお願いします。6 5 番の雨水排水を溜枡後既設道路側溝へと訂正をお願いします。併せまして擁壁についても高さ 1 メートルの L 型擁壁を設置と訂正をお願いします。

議長（角会長）

審議に入る前に、農業委員会憲章を読み上げますので、みなさん唱和をお願いします。

（農業委員会憲章唱和）

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3 ページ、議案第 1 号をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4 ページ番号 2 1 の大篠津町から、5 ページ番号 2 5 の淀江町西尾原・平岡について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3 条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号 2 1 番大篠津の議案について説明いたします。大篠津の申請地については米子鬼太郎空港近くにあります畑 5 筆 9 7 3. 6 1 平方メ

一トルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号22番古豊千の議案について説明いたします。古豊千の申請地は米子ポリテクセンターの近くにあり、田1筆165.49平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号23番の富益町の議案について説明いたします。富益町の申請地については富益保育園の近くにあり、畑1筆153平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号24番の淀江町中間の議案について説明いたします。淀江町中間の24番は淀江公民館大和分館の近くにあり、904平方メートル畑1筆の農地を合意され、売買されるものです。

番号25番の淀江町西尾原・平岡の議案について説明いたします。米子木材市場の近くの田4筆と畑5筆の6,528平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

3条許可案件は以上5件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号21の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

番号21の補足説明をさせていただきます。8月26日に角農業委員と現地確認を行いました。譲渡人は高齢、また県外在住で管理はできないということで、親戚の譲受人に贈与するものです。譲受人は現在水稲、ネギ栽培を行っています。許可について問題ないと考えます。

議長（角会長）

番号２２の古豊千について、担当委員さんから補足があればお願いします。

森中推進委員

番号２２の補足説明をさせていただきます。８月２８日に安井農業委員と現地確認を行いました。申請地はきちんと管理されており、許可について問題ないと思いますので審議をお願いします。

議長（角会長）

番号２３の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立農業委員

番号２３の補足説明をさせていただきます。８月２６日に木村農業委員と中西推進委員と３人で現地確認を行いました。申請地は周辺を住宅に囲まれており、譲受人は申請地の隣接地が実家であり、申請者は居住地から自身所有の農地耕作のために通っています。申請地は譲受人が長年保全管理をしています。申請地名義が昭和初期に亡くなった方になっており、その後放置され、法務局から長期相続登記未了土地の通知を遠方に居住している譲渡人が受け取り、相続手続きを行いました。法務局から３条許可が必要と指摘され、本申請をするものです。譲受人曰く、このまま放置すると次世代が農地を生かすことができないと思い、行動を起こしたものです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号24の淀江町中間について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

番号24の補足説明をさせていただきます。車の進入路は広い道から入る道があるので問題ないと思います。灌漑施設もあり、ネギなどをつくるのに適していると思います。問題ないと思います。

議長（角会長）

5ページ、番号25の淀江町西尾原・平岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

番号25の補足説明をさせていただきます。9月2日に中本農業委員と現地確認を行いました。畑、田についてはもともと所有していた方が高齢で亡くなり、相続で受け取った方が譲渡人になります。譲渡人は農業経験なく、今後も農業をする意思は全くないとのこと、子どもや孫に相続した土地をそのまま引き継ぐということに困惑しており、まとめてどなたかに譲りたいと数年前から動いていました。この度譲受人が見つかり、この申請となりました。現地調査によりますと、1箇所以外は数年放置されておりかなり荒れていますが、トラクターや耕運機で再生可能だと思います。畑についてはイチジクを植える、田については水田としてできるだけ活用していきたいということです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは7ページ、番号3の両三柳について審議いたします。これは11ページ議案番号62から14ページ議案番号65の第5条第1項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

4条3番と5条62番から65番について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、5条62番から65番は一般住宅及び進入路、4条3番はその4軒の住宅のための道路拡幅を計画したものです。9月2日に大縄推進委員と現地確認を行いました。

先に第5条の転用案件の造成計画から説明します。議案番号62番は、45センチメートルの切土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。議案番号63番は、48センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、最大1メートルのコンクリートブロックを設置します。議案番号64番は、45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ0.4メートルのコンクリートブロックを設置します。議案番号65番は、40センチメートルの切土造成を行います。擁壁として、高さ1メートルのL型コンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、5条62番から65番はすべて溜樹後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、5条62番から65番はすべて合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。

続いて4条の道路の造成計画は、20センチメートルの切土造成を行います。雨水の排水について、自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。

4条3番と5条62番から65番はすべて実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、9ページ、番号53の石井から10ページ、番号60の奈喜良について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

53番から56番の議案についてまとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。53番と54番は3カ月くらい前にバスで現地調査をしたところの近辺にある2筆です。55番と56番は、米子駅から伯耆町方面に少し行ったところで、この周りには前から太陽光が点在しているところです。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。9月4日に福長推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。隣接土地所有者の同意につきましては一部同意がありませんが苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画書が提出されております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に

該当します。太陽光ばかりですけど、転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

福長推進委員

57番から60番の議案について説明します。業者が同じなのでまとめて説明します。画面に出ている、赤い部分が農地で、囲ってある部分が原野になっており、この部分を一体として太陽光施設にするものです。57番は以前見た場所の上の部分、池の真下と山側の部分にあたる場所です。池の下もすでに太陽光施設になっています。58番から60番は成実小学校に入る道の加茂川の山側にあたります。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。9月4日に岩佐農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。隣接土地所有者の同意につきましては、一部同意がありませんが苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画が提出されております。57番については隣接地を含めた計画となっております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、番号61の上福原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

61番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。米子医療センター近くにある大きな住宅団地の西側にある農地です。転用目的は、廃棄物等の搬送に使用する、脱着式積載用コンテナの予備を置く場所として計画したものです。8月28日に影嶋推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大50センチメートルの盛土造成を行い、北側と東側に60センチメートルから80センチメートルのコンクリートブロックによる擁壁を設置いたします。雨水の排水について、敷地内から西側の前面道路に流す計画で特に問題はなく、汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で50メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、14ページ、番号66の両三柳について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

66番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。博愛病院の南側です。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月2日に大縄推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高25センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ0.3メートルのコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、溜樹後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区

域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、15ページ、番号67の尾高について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

67番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。9月2日に尾坂推進委員と現地確認を行いました。現状は自己保全管理という格好をとっておられます。譲渡人の実家が申請地の近くにありますが、現在は県外に住んでおり、このあたりの管理ができないということですので処分したいという考えがありました。譲受人は事業拡大ということで、駐車場を広げ事務所も立てたいと、数年前から隣の方をいただき駐車場にしているような会社になります。造成計画については最高70センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。水利組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号68の淀江町佐陀から16ページ、番号70の淀江町佐陀について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

5条68番から70番について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。8月30日に木下農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高20センチメートルの盛土造成を行います。その他、擁壁としてコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、溜桝後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。実行組合の同意については、該当地について管理しておらず、同意書は作成できないため同意書の添付はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、17ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について20ページ、番号9-1と22ページ、番号9-1を一括して審議します。事務局からお願いいたします。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。今回の利用権設定各筆明細は、20ページのもの、22ページのものに分かれています。22ページは県所有地の案件でして、共通事項が異なるためこのように分けて出てきています。共通事項で異なる部分は、(7)の目的物の返還という事項でして、利用権の存続期間満了の日から30日以内に返還か、期間満了の日に返還かという部分が異なっておりますので、ご確認ください。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

20ページの番号9-1は再設定です。

22ページの番号9-1は新規設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、20ページの番号9-1と22ページの番号9-1を採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、25ページ、番号9-1から32ページ、番号9-20までを一括審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（道下係長）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。25ページ、番号9-1から32ページ、番号9-20は近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、25ページ、番号9-1から32ページ、番号9-20までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

33ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

34ページから35ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、36ページから39ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、40ページの非農地現況証明について、5件を証明しています。

次に、41ページの農地転用現況確認書の交付について4件を交付しています。

次に、42ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件証明しています。

最後に、43ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件報告を受けています。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（遊休農地調査についての説明）

次回の総会に関して、10月10日市役所4階401会議室におきまして、10月定例総会を開催予定としております。

なお、バスによる現地確認を予定しておりますので、午後1時30分に農業委員のみなさんは本庁舎東側玄関にお集まりいただき、総会に出席される推進委員のみなさんは、午後2時30分に401にお集まりください。

次に、9月の農地相談会は令和6年9月20日金曜日に午後2時から車尾公民館で予定しております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時10分